

第9次田原市交通安全計画（案）の概要

§ 1 基本構想

計画の基本方針

○人命尊重の理念に基づいた、人優先の交通安全思想の推進

自動車と比較して弱い立場にある歩行者、高齢者、障害者、子ども等への安全の確保を推進します。

○交通社会を構成する三要素の効果的総合的施策の推進

交通社会を構成する「人間」、「交通機関(車両等)」、「交通環境」の三要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を推進します。

①人間に係る安全対策

- ・安全運転の確保

②交通機関に係る安全対策(車両等)

- ・道路の構造、設備の安全性の確保

③交通環境に係る安全対策

- ・交通安全施設等の整備
- ・効果的な交通規制
- ・人間、自動車など混雑した交通空間での接触の危険を排除



○交通安全対策を考える視点

① 高齢者及び子どもの安全確保

- ・高齢化社会に対応した交通社会の形成が必要であり、高齢者の特性を理解し、高齢者が事故に遭わないような総合的な交通安全対策を推進するとともに、児童の通学路等における歩道等の安全な歩行空間の整備を積極的に推進します。

② 歩行者・自転車の安全確保

- ・自動車と比べ弱い立場の歩行者の安全確保が必要不可欠であり、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による安全な歩行空間の確保を積極的に推進します。また、自転車利用者の交通安全教育等の浸透の徹底を図ります。

③ 生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・生活道路における自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締強化等の対策を講じます。
- ・幹線道路対策は、事故発生危険性が高い区間を明確にし、道路状況にあった効果的な道路整備対策の立案、交通安全対策の向上を図るとともに、事故が多発する交差点での安全対策を推進します。

④ 飲酒運転の根絶

- ・市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、家庭、地域社会、事業所等において飲酒運転根絶のための活動を推進します。

⑤ シートベルト等の着用推進

- ・シートベルトの全席着用及びチャイルドシートの使用の促進を図るため、広報及び啓発活動を推進します。

§ 2 道路交通の現状・推移

○交通事故死傷者の状況

死傷者数は平成23年には293人。年間死者数は平成18年から平成23年までの6年間の死者数の平均人数は4.6人。

○交通事故発生状況

平成23年人身事故発生状況は全体で218件中、自動車相互が149件、人対車両、自転車対車両は42件となっています。

道路形状別では単路での事故件数が112件、交差点及び交差点付近での事故件数94件となっています。



交通安全計画における目標

目標 交通事故による年間死者数ゼロをめざす

(安全な田原市の実現を目標に交通安全対策を推進し、交通事故を減少させ、年間死者数ゼロをめざします。)

§3 講じようとする施策（交通安全の取り組み）

主な取り組み

○道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・生活道路、通学路整備を進めるとともに、高齢者、障害者に資する道路整備を進めます。
- ② 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・事故が発生する危険性のある幹線道路、交差点等の安全対策を進めます。
 - ・適切に機能分担された道路網の整備を進めます。
- ③ 交通安全施設等整備事業の推進
 - ・良好な道路環境の確保に努め道路整備を進めるとともに、住民参加による良好な道路環境維持に努めます。
- ④ 効果的な交通規制の推進
 - ・幹線道路、生活道路等に信号機や規制標識を設置し状況に応じた交通規制等を進めます。
- ⑤ 自転車利用環境の総合的整備
 - ・歩行者、自転車等の交通分離を図るとともに、自転車利用者のマナーの向上を図ります。
- ⑥ 交通需要マネジメントの推移
 - ・公共交通機関の利用促進を行い、円滑な道路交通を確保します。
- ⑦ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・災害に強い道路整備、災害発生時の交通規制等迅速に実施します。
- ⑧ 総合的な駐車対策の整備
 - ・駐車場利用を促進し、路上駐車等を抑制します。
- ⑨ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ・工事等の道路使用の適正な運用を行うとともに、遊び場等を確保し事故防止に努めます。

○交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育推進
 - ・年齢、対象者に応じた交通安全教育を実施します。
- ② 効果的な交通安全教育の推進
 - ・体験型、参加型の交通安全教育に取り組むとともに、家庭、地域においても交通安全に取り組めます。
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・「高齢者・子どもの交通事故防止」「シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底」「自転車の安全利用の推進」「飲酒運転の根絶等」の交通安全運動を推進します。
- ④ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - ・交通安全活動を行う民間団体への支援等を行います。
- ⑤ 市民参加・協働の推進
 - ・市民の交通安全に関する意識改革を進めるとともに、交通安全の情報を各校区コミュニティ協議会等へ周知し、また、地域の実情に応じた身近な交通安全活動を推進します。

○安全運転の確保

- ① 安全運転等の充実
 - ・安全運転に必要な知識、技能向上を図り、運転中の危険回避能力向上を図ります。
 - ・高齢運転者の安全運転維持を図る対策を実施するとともに、免許証の自主返納支援も進めます。
 - ・運転者及び同乗者におけるシートベルト等着用徹底を図ります。
- ② 安全運転管理の推進
 - ・事業所における安全運転の管理を進めます。
- ③ 道路交通に関する情報充実
 - ・道路交通に影響する気象情報の伝達に努めます。

○車両の安全性の確保

- ・自転車の安全性の確保を図るとともに、損害賠償保険等の加入を促進します。

○道路交通秩序の維持

- ① 交通の指導取締りの強化等
 - ・飲酒運転、交差点関連違反等悪質、危険性の高い違反に重点をおいた取締りを強化します。
- ② 暴走族対策の強化
 - ・地域、家庭、学校等において暴走族問題に取り組みます。

○救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備を進めます。

○損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

- ・交通事故相談アドバイザー等による交通事故相談活動を推進します。
- ・交通事故被害者の心情に応じた交通事故被害者支援の充実強化を図ります。

○調査研究活動の活用

- ・交通事故調査研究データの活用及び情報提供による市民の意識高揚を図ります。

○鉄道交通の安全

- ・鉄道交通の交通安全対策の推進を図るとともに、鉄道交通の安全に関する知識の普及を図ります。

§4 推進体制

○関係機関の推進体制

- ・国、県、市、近隣市、警察、民間企業、地域、交通安全活動団体等との連携を密にして、交通事故のない明るい社会を目指していくとともに、市、警察署、関係機関との意見交換などを積極的に行い、交通安全活動を弾力的に実施し、交通安全対策を推進します。
 - ※主な活動：各季の交通安全運動・ゼロの日の街頭指導等
 - ※主な交通安全活動団体：交通安全協会田原支部、田原地域交通安全活動推進委員協議会等

○市の推進体制

- ・市民協働課、土木課、学校教育課、子育て支援課等関係課等との連携体制を強化し、交通危険箇所の解消、交通安全施策の推進に努めます。
- ・市役所内部において、安全運転管理者を中心として職員に対する交通安全に対する教育や指導を行い、柔軟に対応できる体制を構築します。